



子どもたちが安心して成長できるように 子育て世帯を応援します

子どもの医療費助成制度の変更点

- ①制度の名称を「乳幼児等医療費助成制度」から「子ども医療費助成制度」に変更します。
- ②助成の対象を中学生まで（15歳に達する日以降の最初の3月31日までにある子）に拡大します。
- ③助成対象者の医療保険が適用される医療費自己負担額を全て助成します。
※入院時の食事代、学校内での事故やけがなど日本スポーツ振興センター災害共済保険が給付される場合の医療費は対象外となります。
- ④保護者などの所得制限を撤廃します。

受給者証の交付について

▽乳幼児等受給者証を持って
いる方 保護者宛に新しく
「子ども医療費受給者証」
を送付します。
▽いずれかの医療保険に加入
され乳幼児等受給者証を持
っていない方 交付申請が
必要ですので、保護者宛に
申請案内を送付します。

助成方法について

道内の医療機関等を受診す
る際、受付窓口において保険
証と子ども医療費受給者証を
提示することで、窓口での支

平成24年4月1日～ 中学生までの 医療費を無料化

市では北海道と協力して、就学前の乳幼児等の医療費自己負担額の一部や小学生が入院したときの医療費自己負担額の一部を助成してきましたが、子どもの保健の向上と子育て支援の充実を図るため、平成24年4月から助成対象者を中学生まで拡大し、医療費自己負担額を全て助成する市独自の制度を実施します。

これにより一部手続きが必要となる方もおられますので、左記をご確認ください。

〈保険医療グループ
市役所1階 ☎42～3217〉

他の福祉医療受給者証を

お持ちの場合は

「重度心身障害者医療費受給者証」・「ひとり親家庭等医療費受給者証」をお持ちの中学生までのお子さんについても、本制度の助成対象となりますが「子ども医療費受給者証」は交付されません。

これまでどおり現在お持ちの受給者証により医療機関で受診し、いったん窓口において自己負担額を支払い、後日、市役所窓口で助成を受ける申請をしてください（持参するものは上記と同じ）。

払いがなくなります。

しかし、道外の医療機関で受診した場合や道内の一部の医療機関において適用されない場合があります。そのときは、いったん窓口において自己負担額を支払い、後日、市役所窓口で次のものを持参のうえ申請されると支払った自己負担額の助成が受けられます。

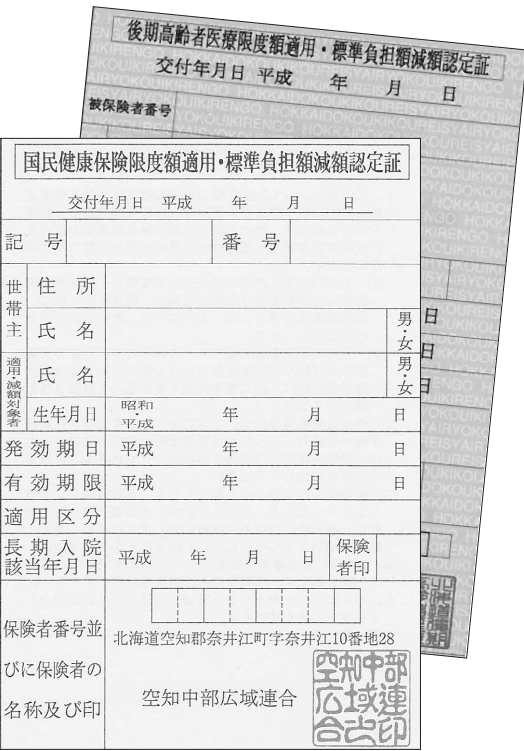
▽持参するもの

- ・印鑑
- ・受給者証
- ・お子さんの保険証
- ・医療機関等で発行の領収書
- ・振込先のわかるもの（銀行の通帳）

高額な外来診療を受ける皆さんへ

平成24年4月1日から医療機関で認定証を提示すると支払いが一定の金額になります。

医療費により家計の負担が重ならないよう医療機関や保険薬局の窓口で支払う自己負担額が1か月単位で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」。これまで本制度では入院に限り、医療機関に限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることが可能でしたが、平成24年4月からは、高額な外来診療についても入院時と同じく認定証を提示することで、各機関ごとに支払いを自己負担限度額にとどめられるようになります。〈保険医療グループ・市役所1階☎42～3217〉



■適用を受けるために、事前に認定証の交付を受けましょう

70歳未満の方と70歳以上の非課税世帯等の方が、高額な外来診療において自己負担限度額にとどめる適用を受けるためには、事前に手続きをして認定証の交付を受ける必要がありますので、保険医療グループ（市役所1階☎42～3217）までご相談ください。

また、平成24年3月31日以前に交付された認定証については、記載されている有効期限まで使用することができます。



■年齢受診者別の事前手続き・医療機関等窓口で提示する書類の一覧

高額な外来診療受診者	事前の手続き	医療機関等窓口で提示するもの
<ul style="list-style-type: none"> 70歳未満の方 70歳以上の非課税世帯等の方 	保険医療グループ(市役所1階)で限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請をしてください	<ul style="list-style-type: none"> 保険証 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証
<ul style="list-style-type: none"> 70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方 	必要ありません	<ul style="list-style-type: none"> 保険証 高齢受給者証
<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上で、非課税世帯等ではない方 	必要ありません	<ul style="list-style-type: none"> 保険証

※認定証を持っていても、医療機関等に提示しない場合は、従来どおりいったん窓口で自己負担額を支払っていただき、後で高額療養費として支給を受けることになります。